

入札公告

市の庁用自動車の売払いについて、制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年5月1日

石巻市長 齋藤正美



1 制限付き一般競争入札に付する事項

(1) 入札物件

物件名	数量	初度登録年月	走行距離数	型式	最低売却価格
日野 マイクロバス	1台	平成25年 9月	259,963km	SDG-X ZB40M	200,000 円

注) この表の最低売却価格は、消費税及び地方消費税を含みません。落札者に対する契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額となります。

注) 上記物件は令和6年7月21日をもって自動車検査有効期間が満了します。

注) 上記物件にはエンジンチェックランプが点灯することがあり、自動ドアを閉めた際ステップが完全に戻らないことがある不具合があります。車両運送等に要する経費は全て落札者の負担となります。

(2) 入札方法 非参集型入札（入札前資格審査型）

※ 「非参集型入札」対象とする（ホームページの「郵便入札の手続きの変更について」を参照。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に該当しない者
- (2) 当該入札に係る物件に関する事務に従事する石巻市職員
- (3) 令第167条の4の規定に該当する者
- (4) 市町村民税（法人にあっては、法人市町村民税）又は固定資産税の滞納がある者
- (5) 入札に係る申請書類を指定した期日まで提出しない者
- (6) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者

(7) その他市長が入札に参加させることが不相当と認める者

3 実施要領（入札参加申請書兼受付書）の配布

- (1) 期 間 令和6年5月1日（水）から令和6年5月29日（水）まで（土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号。以下「休日条例」という。）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場 所 石巻市穀町14番1号 石巻市役所本庁舎4階 総務部管財課
※ホームページ上でも配布

4 質問の受付

- (1) 期 間 令和6年5月1日（水）から令和6年5月24日（金）まで（休日条例に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 提出先 石巻市穀町14番1号 石巻市役所本庁舎4階 総務部管財課
- (3) 申請方法 電子メール又はファクシミリ

5 回答書の閲覧

- (1) 期 間 令和6年5月28日（火）から令和6年6月18日（火）まで（休日条例に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 閲覧場所 石巻市穀町14番1号 石巻市役所本庁舎4階 閲覧室
質問提出者及び入札参加申請書兼受付書提出者に電子メール又はファクシミリで回答。※ホームページ上でも回答閲覧可能。

注) 入札公告の開始日から質問への回答の閲覧開始日までの期間内に、物件調書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は物件調書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

6 入札参加申込み時に必要な書類（「一般書留」又は「簡易書留」による郵送若しくは管財課窓口 持参すること。）

提出期限 令和6年5月31日（金） 午後5時 必着

一般競争入札参加申請書兼受付書に次の書類を添えて提出してください

- (1) 個人の場合
- ア 一般競争入札参加申請書兼受付書
 - イ 住民票（個人分）
 - ウ 印鑑登録証明書
 - エ 納税証明書（市町村民税及び固定資産税）
※市町村民税が非課税の場合は、非課税証明書
- (2) 法人の場合
- ア 一般競争入札参加申請書兼受付書
 - イ 法人登記簿謄本

ウ 印鑑証明書

エ 納税証明書（法人市町村民税及び固定資産税）

注1）証明書は、申請日前3か月以内に発行されたもの（写し可）とする。

2）石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める入札参加資格承認簿に登録されている場合、上記(2)イ～エに該当する書類の提出は不要とする。

7 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加申請者は前記6に掲げる申請書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の審査結果については、「**一般競争入札参加資格審査結果通知書**」により令和6年6月11日（火）頃に通知する（この通知は、電子メール又はファクシミリにより行う。）。

8 物件の公開日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年5月1日（水）から令和6年5月30日（木）まで（休日条例に規定する休日を除く。）の午前9時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場 所 石巻市鮎川浜湊川66番1 牡鹿総合支所 車庫
担当 石巻市牡鹿総合支所地域振興課
電話番号 0225-45-2111（内線221）

9 入札書の提出期限（「一般書留」又は「簡易書留」による郵送又は管財課窓口へ直接持参。）

令和6年6月18日（火）午後5時 必着

二重封筒（中封筒及び外封筒の二つの封筒）とし「入札書」を中封筒に封かんの上「一般書留」又は「簡易書留」による郵送又は管財課窓口へ直接持参すること。

10 開札日（入札日）

日 時 令和6年6月19日（水） 午前10時から

11 入札保証に関する事項

入札保証金は免除する。

12 落札者の決定方法

- (1) 最低売却価格以上の入札であって、最高の価格をもって入札した者を落札者として決定する。
ただし、同価格の最高入札者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を入札書に記載すること。

1 3 契約保証金に関する事項

契約保証金は免除する。

1 4 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する者の入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者が入札したとき。
- (2) 入札者が入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が2通以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合して入札したことが明らかなきとき。
- (5) 入札者の記名のない入札をしたとき。
- (6) 金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）をしたとき。
- (7) その他入札に際し、不正の行為があったとき。

1 5 その他入札に関し必要な事項

- (1) 落札者は、契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (2) 実際に生じた本市の損害額が上記(1)の規定による損害賠償金を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。また、本規定は上記(1)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後においても適用する。
- (3) 詳細又は不明な点については、石巻市総務部管財課管財係に照会のこと。

1 6 問合せ先

〒986-8501 石巻市穀町14番1号

石巻市総務部管財課管財係

電話番号 0225-95-1111 内線4089

ファクシミリ 0225-22-4995

MAIL isprop@city.ishinomaki.lg.jp